介護予防・小規模多機能型居宅介護
重　要　事　項　説　明　書
小規模多機能ホーム　杜の街

改定 令和７年６月10日

小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成１８年３月１４日厚生労働省令第３４号第８８条（準用）第９条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

１　事業者の概要

事業者名称	医療法人社団　阿吽（あうん）の会（かい）
主たる事務所の所在地	千葉県千葉市緑区土気町 311
法人種別	医療法人
代表者名	小島　秀一郎
電話番号	043-294-5551

２　ご利用事業所

ご利用事業所の名称	小規模多機能ホーム　杜の街
指定事業者番号	1295800013
所在地	千葉県大網白里市南今泉 298 番地の 1
電話番号	０４７５－７０－５０７０
営業日 営業時間（訪問サービス） 　同　　（通いサービス） 　同　　（宿泊サービス）	３６５日 ２４時間 ６時～２１時 ２１時～翌日の６時
通常の事業の実施地域	大網白里市、白子町、九十九里町
登録定員 利用定員（通いサービス） 　同　　（宿泊サービス）	２９人 １８人 　９人

３　事業の目的と運営の方針

事業の目的	小規模多機能型居宅介護事業の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供する。

4　従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	資　格	員　数
管理者	介護福祉士	１人
介護従業者	介護福祉士等	７人以上 （常勤換算）
	看護職員	１人以上
	介護支援専門員	１人

5　苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間　平日　午前９時～午後５時 土日　午前９時～午後５時 ご利用方法　電話　０４７５―７０―５０７０ 面接　小規模多機能ホーム杜の街の「相談室」 担当者　秋葉（あきば）　美由紀（みゆき）（管理者）、飯口（いいぐち）　直樹（なおき）（計画作成担当）
大網白里市 高齢者支援課 介護保険班	ご利用時間　平日　午前８時３０分～午後５時１５分 ご利用方法　電話　０４７５―７０―０３０９ 面接　大網白里市大網 115-2
千葉県国民健康保険団体連合会	ご利用時間　平日　午前９時～午後５時 ご利用方法　電話　０４３―２５４―７３１８ 面接　千葉市稲毛区天台 6-4-3

6　緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	坂の上外科
	院長名	小島　豊
	所在地	千葉県千葉市緑区土気町 311
	電話番号	043-294-5551
	診療科	整形外科、外科、呼吸器内科、内科、胃腸科、リハビリテーション科
	救急指定の有無	無し
緊急連絡先	氏名	

	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

７　非常災害対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にします。とるべき措置について予め防災計画を作成し、防災計画に基づき、年２回利用者及び従業者等の訓練を行ないます。

８　虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(ア)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ります

(イ)虐待の防止のための指針を整備します

(ウ)従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施します

(エ)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます

９　身体拘束の禁止

(ア)事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません

(イ)事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします

(ウ)事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます

1.身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります

2.身体的拘束等の適正化のための指針を整備します

3.従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します

１０　　業務継続計画の策定

(ア)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします

(イ)事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします

(ウ)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします

１１　　サービスの内容及び利用料その他の費用の額

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

(1)利用料金が介護保険から給付される場合

サービスの種類	内容・標準的な手順による利用料	保険適用有無	単　位
小規模多機能型居宅介護サービス（基本となる一部負担金）	要支援１‥ 3,450 単位 要支援２‥ 6,972 単位 要介護１‥10,458 単位 要介護２‥15,370 単位 要介護３‥22,359 単位 要介護４‥24,677 単位 要介護５‥27,209 単位	保険適用(有)	１月
小規模多機能型居宅介護サービス（その他利用にかかる一部負担金）	初期加算‥‥‥30 単位	保険適用(有)	１日
	認知症加算(Ⅲ)‥‥‥‥‥760 単位 認知症加算(Ⅳ)‥‥‥‥‥460 単位 訪問体制強化加算‥‥‥1000 単位 科学的介護推進体制加算‥‥‥40 単位 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)‥‥‥750 単位 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）‥‥‥1 月の費用x14.9%単位	保険適用(有)	１月

※地域単価　**１単位＝10.17 円**（大網白里市）

（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

食事の提供に関する費用	朝食　450 円 昼食　720 円 夕食　680 円 (通いサービスの場合は、昼食とおやつのご提供になります)	保険適用（外）	１回
宿泊に要する費用	全室個室（９部屋） 1 日 ～ 12 日目まで･･･1,200 円 13 日目～16 日目まで･･･1,500 円 17 日目～31 日目まで･･･1,800 円	保険適用（外）	１泊
紙オムツ	132 円	保険適用（外）	１枚
尿取りパッド	39 円	保険適用（外）	１枚
ｵﾑﾂ・ﾊﾟｯﾄﾞ処理代	ｵﾑﾂ　32 円、ﾊﾟｯﾄ　15 円	保険適用（外）	１枚
床屋代	散髪 1,200 円、顔剃り 600 円	保険適用（外）	１回
洗濯代	407 円	保険適用（外）	１回

令和6年6月1日より施行

前記（１）、（２）の料金・費用は、月極めにて精算し、翌月に請求させていただきます。お支払いは老健窓口事務、送迎職員等宛てにお支払い下さい。

口座振替、口座引落とし等の扱いはございません。

尚、介護給付費体系および消費税に変更があった場合には当該サービスの利用料金を変更できるものとします。

令和　　年　　月　　日

当事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。
利用者の家族に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

小規模多機能型居宅介護サービス事業者
主たる事務所所在地
名称　　小規模多機能ホーム杜の街
管理者　　秋葉　美由紀

説明者
氏名

利用者　私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。
私は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意します。

利用者　　住所

氏名

利用者の家族　　住所

氏名